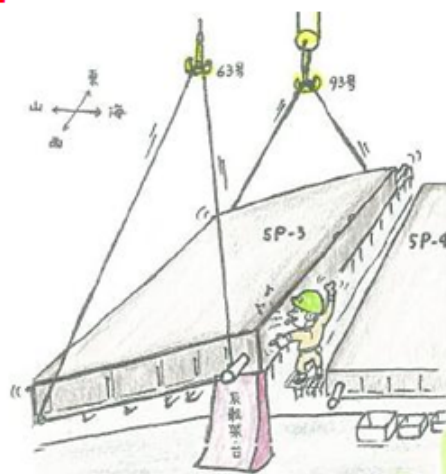


② 挟まれ
巻き込まれ

ハッチカバーの反転作業中、 振れた吊り荷に挟まれた

発生状況



相吊りでハッチカバーの反転作業中、吊り上げたハッチカバーが反転架台から外れたので、確認しようとしたところ、荷が振れ、隣接するハッチカバーとの間に挟まれた

原因

- ✓ ハッチカバーが反転架台に正しくセットされていなかった
- ✓ 被災者が挟まれる位置に立ち入り、クレーン運転士も危険だと思わずに作業を継続した
- ✓ 外注工事(ハッチカバー製作)から内作に切り替えた時に、安全対策等の事前検討が不十分だった



防止対策

- ✓ 反転架台にガイドプレートを設置し、セットしやすくする
- ✓ 作業指揮者(合図者)は全体が見渡せる位置に立ち、作業者の安全確認と合図を行う
- ✓ 新規の工事では、リスクアセスメントを実施し、安全確保を図る



POINT!

新規の工事はまずリスクアセスメント!

DATA
発生年月日
2012.03.08

発生場所	作業名・作業内容	死傷病名	職種	内業鉄工職
内業工場	ハッチカバー製作	腰椎・腹部大静脈離断	社/協	協力員
			年齢	66才
			経験年数	8ヶ月

玉掛け作業の安全に係るガイドライン 基発第96号 平12年2月24日

事業者が講ずべき措置

1 作業標準等の作成

事業者は、玉掛け作業を含め荷の運搬作業(以下「玉掛け等作業」という。)の種類・内容に応じて、従事する労働者の編成、クレーン等の運転者、玉掛け者、合図者等の作業分担、使用するクレーン等の種類及び能力、使用する玉掛け用具並びに玉掛けの合図について、玉掛け等作業の安全確保に十分配慮した作業標準を定め、関係者に周知すること。また、作業標準が定められていない玉掛け等作業を行う場合は、当該作業を行う前に、作業標準に盛り込むべき事項について明らかにした作業の計画を作成し、作業に従事する労働者に周知すること。

2 玉掛け等作業に係る作業配置の決定

事業者は、あらかじめ定めた作業標準又は作業の計画に基づき、運搬する荷の質量、形状等を勘案して、玉掛け等作業を行うクレーン等の運転者、玉掛け者、合図者、玉掛け補助者等の配置を決定するとともに、玉掛け等作業に従事する労働者の中から当該玉掛け等作業に係る責任者(以下「玉掛け作業責任者」という。)を指名すること。また、指名した玉掛け作業責任者に対し、荷の種類、質量、形状及び数量、運搬経路等の作業に関する情報を通知すること。

3 作業前打合わせの実施

事業者は、玉掛け等作業を行うに当たっては、玉掛け作業責任者に、関係労働者を集めて作業開始前の打合せを行わせるとともに、各事項について玉掛け等作業に従事する労働者全員に指示、周知させること。